

国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置（本省及び地方社会保険事務局）：中長期的な目標を設定（今後5年で納付率80%）

要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化する。

1. 免除制度の見直し及び制度周知

多段階免除制度の導入（法改正事項）

免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする

単身世帯を中心とする所得基準の緩和

免除申請等の承認期間の遡及（法改正事項）

免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

2. 納付しやすい環境づくり

口座振替割引制度の導入

保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進

若年者に対する納付猶予制度の導入（法改正事項）

若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意
追納加算率の水準見直し

3. 地域特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

納付協力組織に対する収納業務委託

地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

2. 所得情報の取得（法改正事項）

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

制度の理解を深めるための取組み

年金個人情報情報の定期的な通知（法改正事項）

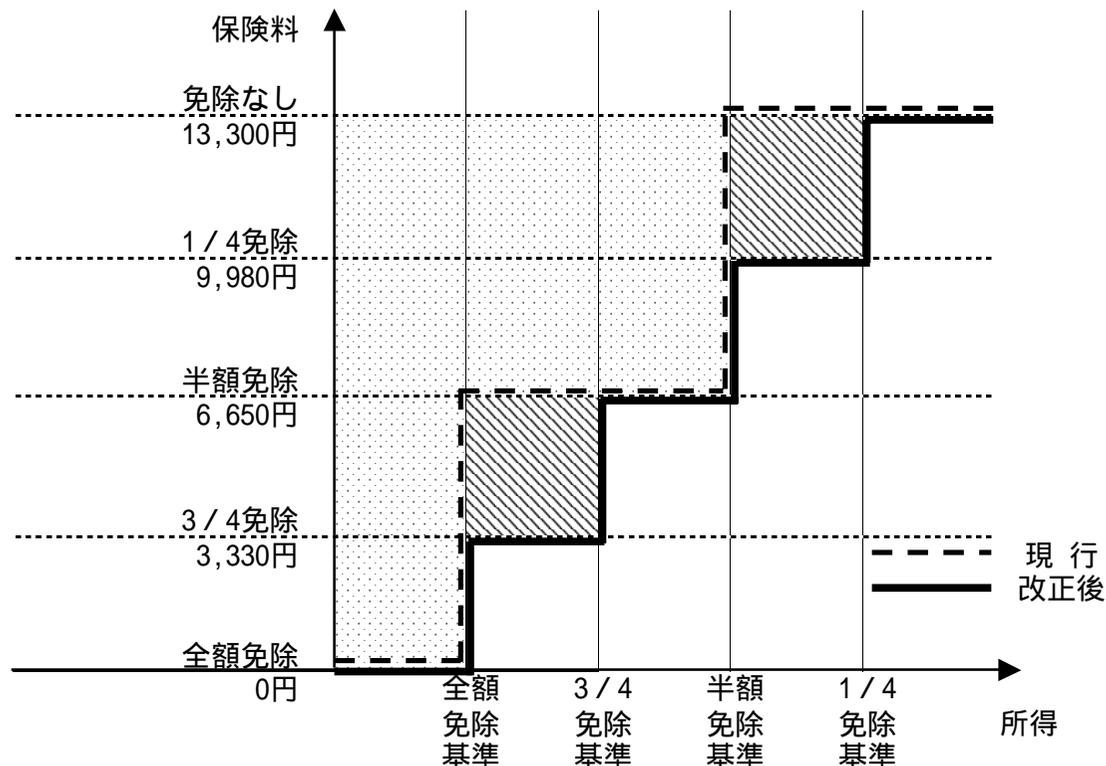
被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報情報の定期的通知を行う。その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

国民年金保険料の多段階免除制度（法改正事項）

（参考）

【平成18年7月～】

段階保険料



国民年金の申請免除制度を巡る論点

保険料の段階的引上げ



今後、免除段階間の負担の格差が拡大

（全額免除 半額免除 免除なし）



多段階免除制度の導入

保険料の段階的引上げに対応し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度の導入

免除対象者層の負担感の急激な変化を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとする

年金額

| 保険料 | 将来の年金額 | |
|-------|--------|-----|
| 免除なし | 国庫負担分 | 満額 |
| 1/4免除 | | 7/8 |
| 半額免除 | | 3/4 |
| 3/4免除 | | 5/8 |
| 全額免除 | 1/2 | |

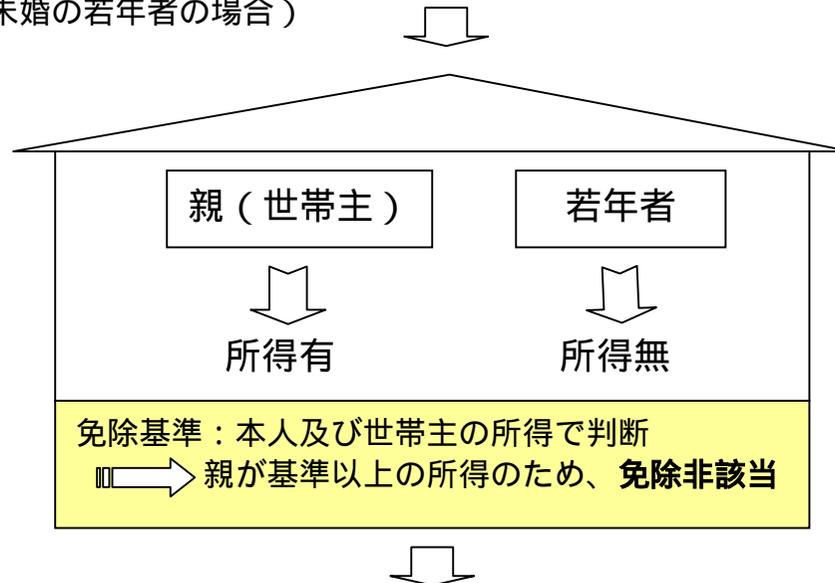
（注）国庫負担率1/2、追納がなかった場合。

若年者に対する国民年金保険料の納付猶予制度（法改正事項） 【平成17年4月～】

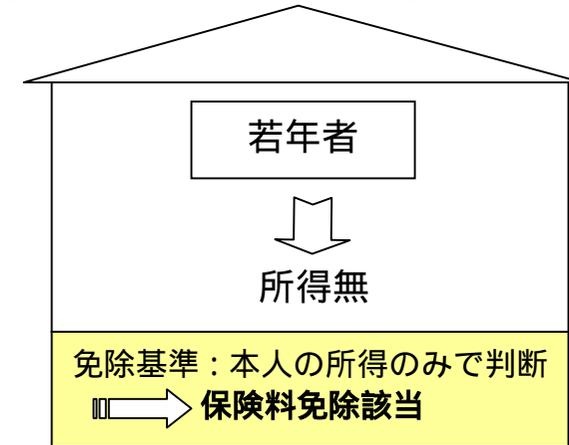
【若年者保険料納付猶予制度創設の趣旨】

現在、就職が困難あるいは失業等により低所得である若年者（20歳台の者）が、所得のある親世代と同居している場合には、保険料免除にならない。

（例：未婚の若年者の場合）



【参考】若年者が親と世帯が別である場合



本人が将来実際に負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを用意し、将来の無年金・低年金を防止するため、若年者に対する納付猶予制度を創設

【納付猶予制度の内容】

被保険者本人及び配偶者が基準（全額免除基準と同額）に該当すること。（世帯主の所得は判断の対象外）
当該期間は、年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない（国庫負担はつかない。カラ期間）
当該期間について10年間は追納可能とし、追納された場合は保険料納付済期間とする。
当該期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金または遺族基礎年金を支給する。
10年間の時限措置とする。